

■ 医療費通知を全受診者へ送付しています

広域連合では被保険者の皆様の医療費総額などについてお知らせする「医療費通知」を、対象期間に医療機関等を受診した全ての被保険者の皆様へ送付します。

発送月は、9月下旬と3月初旬の年2回です。

【イメージ図】

| 受診年月 | 診療を受けた医療機関等 | 診療区分 | 日数 | 医療費の総額 | 自己負担額 | 食事療養・生活療養費 | | |
|--------|-------------|------|----|---------|--------|------------|--------|-------|
| | | | | | | 回数 | 費用額 | 標準負担額 |
| 令和2年1月 | 〇〇病院 | 医療外科 | 1 | 18,000 | 1,800 | 0 | 0 | 0 |
| 令和2年2月 | ××薬局 | 調剤 | 1 | 10,000 | 1,000 | 0 | 0 | 0 |
| 令和2年3月 | △△病院 | 医療入院 | 5 | 202,000 | 20,200 | 15 | 11,490 | 6,900 |
| 合 計 | | | | 230,000 | 23,000 | | 14,490 | 6,900 |

※ この通知は皆様の受診状況についてお知らせするもので請求書ではありません。

※ この通知は医療費控除の申告手続きで医療費の明細書として使用することができます。医療費控除の申告に関することは、税務署にお問い合わせください。

■ 医療費通知の活用について

- 医療費の推移が一目でわかるため、ご自身の健康状態の把握や健康管理に活用できます。
- 健康診査など、皆様の健康保持・増進に役立つ情報が記載されています。
- 診療日数等に間違いがないか確認しましょう。

お問い合わせ先

福祉課 国民健康保険係
☎47-4682

北海道後期高齢者医療広域連合
〒060-0062 札幌市中央区南2条西14丁目 国保会館6階
☎011-290-5601

医療受給者証が更新となります！

子ども・重度心身障がい者・ひとり親家庭等の各医療費受給者証は、7月31日（金）で有効期間が満了となり、8月1日（土）から使用できなくなります。

町では、更新手続きを不要とし、**受給者証を「郵送による交付」としております。**

- ※ 次の方は、期日までに書類の提出が必要となります。
- ・ 高校生受給者の方（子ども医療費のみ） → 在学証明書
 - ・ 大学生等受給者の方（ひとり親家庭等医療費のみ） → 在学証明書
 - ・ 今年、福島町へ転入された方等（三医療共通） → 令和2年度所得課税（非課税）証明書

- ◆ 新しい受給者証は、7月24日（金）までに届くよう送付する予定です。
なお、有効期限までに届かない場合は、ご連絡をお願いいたします。

| 事業名 | 対象者 | 対象診療 | 証の色 |
|-----------------|---|---------------|-----|
| 子ども医療費給付事業 | 0歳～18歳の方（満18歳に達する日以後の3月31日まで） ※ 中学校修了者については、高等学校（定時制・通信制を除く）に在学していることが条件となります。 | 入院・通院 | 白色 |
| 重度心身障がい者医療費給付事業 | 身体障がい者（児）…身障手帳1級、2級、内部障害3級の方 | 入院・通院 | 緑色 |
| | 知的障がい者（児）…療育手帳「A」判定の方 | 入院・通院 | |
| | 精神障がい者（児）…精神障害者保健福祉手帳1級 | 通院のみ | |
| ひとり親家庭等医療費給付事業 | 母子・父子家庭の親及び扶養されている18歳までの方 ※ 学生は20歳まで | 入院・通院（親は入院のみ） | 黄色 |

- ※ 現在交付を受けておらず、上記の表に該当すると思われる方は、福祉課福祉係までご連絡をお願いいたします。
※ 重度心身障がい者・ひとり親家庭等医療費給付事業は所得制限があるため、対象にならない場合もあります。あらかじめご了承ください。

お問い合わせ先 福祉課 福祉係 ☎47-4682